



島根県報

平成18年10月6日 (金)
第 1,818 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
解除予定保安林	(")	3
保安林の指定施業要件の変更 (3 件)	(")	3
定置漁業の免許	(水 産 課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経 営 支 援 課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (2 件)	(")	7
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	8
道路の供用開始	(")	9
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(")	10
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	10
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	10

公 告

開発行為に関する工事の完了 (2 件)	(都 市 計 画 課)	11
-----------------------	---------------	----

人 委 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		11
--	--	----

漁 調 委 指 示

定置漁業の保護区域の設定		12
--------------	--	----

正 誤

平成18年3月31日付け島根県報号外第68号中	(薬 事 衛 生 課)	12
-------------------------	---------------	----

告 示

島根県告示第933号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 石見さくら会	訪問看護	石見さくら会訪問看護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成18年10月1日
	介護予防訪問看護			
トーヨーハウジング工業株式会社	特定福祉用具販売	トーヨーハウジング工業株式会社	簸川郡斐川町大字富村130-8	平成18年10月1日
	特定介護予防福祉用具販売			
特定特別医療法人昌林会 安来第一病院	通所リハビリテーション	特定特別医療法人昌林会 安来第一病院	安来市安来町899-1	平成18年10月1日
	介護予防通所リハビリテーション			

島根県告示第934号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 西ノ島福祉会	短期入所	みゆき荘短期入所生活介護事業所	隠岐郡西ノ島町大字美田3078-19	平成18年8月25日

島根県告示第935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う稲用地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年10月6日

島根県知事 澄田信義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成18年10月6日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第936号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ1813、イ1814、イ1816 - 1、イ1816 - 2、イ2140、イ2141、イ2145 - 1、イ2152 - 1、イ2152 - 続1、イ2152 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第937号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

江津市松川町上阿戸692 - 18から692 - 20まで、710 - 9、710 - 11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第938号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成10年3月23日農林水産省告示第458号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成10年4月21日農林水産省告示第614号

(2) 変更に係る指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年8月21日農林水産省告示第1291号(一に限る。)
- (2) 変更に係る指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年9月9日農林水産省告示第1420号
- (2) 変更に係る指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年9月9日農林水産省告示第1426号(一に限る。)
- (2) 変更に係る指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年9月29日農林水産省告示第1546号(三に限る。)
- (2) 変更に係る指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年9月29日農林水産省告示第1548号(一に限る。)
- (2) 変更に係る指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年9月29日農林水産省告示第1548号(二に限る。)
- (2) 変更に係る指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第939号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 6 年 4 月 7 日農林水産省告示第661号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第940号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年10月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年 3 月29日農林省告示第337号（一に限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第941号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、定置漁業を平成18年 9 月27日付けで次のとおり免許した。

平成18年10月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名（名称）

公示番号 免許番号	住 所	氏 名（名 称）
定第 5、6 号	松江市島根町野井317番地	有限会社 野井定置漁業

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成18年 2 月24日付け島根県告示第150号のとおり

島根県告示第942号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年10月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ津和野店 島根県鹿足郡津和野町森村口82 - 5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 キヌヤ 代表取締役社長 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 キヌヤ 代表取締役社長 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年5月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,935.03平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 79台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 35台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 177.5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 17.93立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 9時

(閉店時刻) 21時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分から21時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時から20時

2 届出年月日

平成18年9月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

津和野町商工観光課(島根県鹿足郡津和野町後田口64番地6)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第943号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 北出雲店 島根県出雲市江田町47-4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 152台

（変更後） 184台

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 6箇所

（変更後） 7箇所

(4) 変更の年月日

平成18年9月23日

2 届出年月日

平成18年9月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第944号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミ出雲店 島根県出雲市大島町24 - 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社 イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市南区京橋町2番22号

(3) 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 215台

(変更後) 188台

(4) 変更の年月日

平成19年6月1日

2 届出年月日

平成18年9月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第945号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地 方機関の名 称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長			
一般国道	186号	浜田市金城町八16番 7 地先から同地先まで	前	メートル 22.50 ~ 24.00	メートル 6.00	浜田県土整 備事務所	減幅 不用物件発生	
			後	20.00 ~ 22.50	6.00			
"	261号	邑智郡川本町大字川下 1549番 4 地先から同大 字1571番10地先まで	前	A	12.00 ~ 20.00	273.00	県央県土整 備事務所	左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 堤防嵩上げ工事 に伴う仮設道設 置 ダブルウェイ 拡幅
				B	10.00 ~ 20.00	286.00		
			後	A	12.00 ~ 37.00	273.00		
				B	10.00 ~ 20.00	286.00		
"	"	邑智郡川本町大字川下 3687番 2 地先から同大 字1549番 4 地先まで	前	12.00 ~ 23.00	55.00	"	堤防嵩上げ工事 に伴う仮設道設 置 拡幅	
			後	13.00 ~ 22.00	55.00			
県 道	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷542 番 7 地先から同町民谷 544番 4 地先まで	前	12.00 ~ 26.50	60.00	雲南県土整 備事務所	道路改良工事 交換	
			後	12.00 ~ 17.00	60.00			
"	川本大家線	邑智郡川本町大字三俣 88番地 1 から同所まで	前	5.00 ~ 14.00	165.00	県央県土整 備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	5.00 ~ 29.00	165.00			
		"	邑智郡川本町大字三俣 33番地 2 から同大字27 番地 1 まで	前	5.00 ~ 7.00		72.00	道路改良工事 拡幅
				後	5.00 ~ 13.00		72.00	
"	皆井田江津 線	江津市千田町508番 3 地先から同町503番 6 地先まで	前	11.00 ~ 20.00	153.00	浜田県土整 備事務所	農道整備工事 拡幅	
			後	13.50 ~ 33.00	153.00			

島根県告示第946号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	平田荘原線	出雲市灘分町1301番地先から同町二ノ切937番地先まで	メートル 190.00	平成18年 10月6日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第947号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第8条第2項の規定に基づき告示する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
市道 内谷線	益田市匹見町石谷口699番続3地先から同1323番1地先まで	拡幅	平成18年8月23日

島根県告示第948号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
益田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
益田都市計画下水道事業
益田市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成16年10月1日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

島根県告示第949号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月6日

島根県知事 澄 田 信 義

表益田市の項中 「

	耐火構造 2 階建	平成17	1.00
--	-----------	------	------

」を

「

	耐火構造 2 階建	平成17	1.00
		平成18	

」に改め、同表安来市の項中

「

	中層耐火構造 3 階建	平成17
--	-------------	------

」を

「

	中層耐火構造 3 階建	平成17
	耐火構造 2 階建	平成18

」に改める。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年10月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
八束郡東出雲町大字須田字本谷67 - 3
面積 498.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八束郡東出雲町大字揖屋町2021 - 5
日置 孝一

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年10月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
簸川郡斐川町大字直江町4051番地 1 外 2 筆
面積 3,965.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
簸川郡斐川町大字直江町1184番地
藤江 正義

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月 6 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第24号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第82」を「別表第83」に改める。

別表第82の次に次の1表を加える。

別表第83 津和野町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	参事 課長 室長 総務住民課長補佐（人事給与担当に限る。）
教育委員会事務局	教育長 教育次長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成18年9月27日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成15年島根海区漁業調整委員会指示第2号1に掲げるもののうち、定第5,6号に係る指示は廃止する。

平成18年10月6日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

定第5,6号 松江市島根町野井築島地先

2 保護区域及び漁法

区 域（メートル）	漁 法
前面（両口の場合は端口の広い側を言う。）500	網
後面（両口の場合は端口の狭い側を言う。）200	
沖合 200	
前面（両口の場合は端口の広い側を言う。）200	釣及び延縄
後面（両口の場合は端口の狭い側を言う。）150	
沖合 150	

正 誤

平成18年3月31日付け島根県報号外第68号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から16	知事	保健所長

